

危機管理

1. 安心安全	117
2. 防災・危機管理	122
3. 桜島火山対策	124

▶大量軽石火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験



危機管理

危機管理関係については、交通安全対策や防犯対策、セーフコミュニティの推進などの安心安全なまちづくりに関する施策や桜島火山災害対策をはじめとする自然災害対策、原子力防災、国民保護などの防災・危機管理に関する施策を推進している。

1 安心安全

(1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

(施行期日)

平成17年10月4日

(目的)

犯罪、事故及び自然災害を未然に防止し、市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについて、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(概要)

安心安全なまちづくりのため、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本理念のもと、市は、市民や事業者等の意見を積極的に反映させ、安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策等を実施すること、市民等は、所有する土地等の適正な管理や市の施策への協力、犯罪等の発生時の通報等を行うよう努めることなどが盛り込まれている。

(2) 「鹿児島市暴力団排除条例」

(施行期日)

平成26年4月1日

(目的)

市及び市民等が、地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(概要)

暴力団追放「三ない運動+1」(恐れない、利用しない、金を出さない、交際しない)を基本に、市は、暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを、市民等は、市が行う取組みへの協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか、少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また、条例の制定に際し、市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び、連携の強化を図った。

(3) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

(4) 安心安全まちづくりアドバイザーの配置

セーフコミュニティの推進などの取組や市民への啓発活動等、安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」1人を配置している。

(5) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上を図るとともに、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進等を図る。

- 安心安全まちづくり市民大会の開催
- 安心安全研修会の開催
- 安心安全協力事業所の登録 など

(6) 安心安全地域リーダー育成事業

地域の防犯、防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

- ① コース・受講人員

	コース	受講人員	コース	受講対象・人員
1	安心安全基礎コース	120人	2	防犯・事故防止マスターコース 前年度基礎コース修了者 20人
			3	防災マスターコース 前年度基礎コース修了者 20人

※ 安心安全基礎コースの講座のうち指定された講座を受講した者には、日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 各コース8回・1回当たり2～3時間
- ③ 受講料 無料
- ④ 各マスターコース修了者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

(7) 安心安全推進員連絡協議会

安心安全アカデミーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

(8) 安心安全教育指導員

防犯及び交通安全に関する知識を有する者4人を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催して、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

(9) 地域安心安全推進指導員

地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織や、地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の結成促進と活動に関する相談・助言等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

(10) 交通事故・暴力団排除相談員

交通事故相談及び暴力団排除相談に関する知識を有する専門の相談員1人を配置し、賠償問題や暴力団の排除に関する相談その他の諸問題について指導助言を行う。

(11) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

(12) セーフコミュニティ推進事業

安心安全まちづくり条例に基づく、犯罪、事故、自然災害の未然防止の取組に加え、「事故やけがは原因を調べ対策を行うことにより、予防できる」との考え方のもと、さまざまな統計データやアンケートなどの分析結果に基づき、地域住民、行政、関係団体などが協働して事故やけがを予防する「セーフコミュニティ」の取組を推進する。

（経過等）

平成24年度 認証取得の取組宣言

平成27年度 現地審査

国際認証取得（平成28年1月29日）

平成28年度～ 取組の全市的な展開

（推進体制）

鹿児島市セーフコミュニティ推進協議会

鹿児島市外傷サーベイランス委員会

分野別対策委員会

（7つの重点取組分野）

取組分野	目的
交 通 安 全	交通事故の減少
学 校 の 安 全	児童生徒の事故の減少
子 ど も の 安 全	子どもの身体と心の安心・安全を守る
高 齢 者 の 安 全	高齢者の外傷の減少 高齢者虐待の減少
D V 防 止	D Vの防止
自 殺 予 防	自殺者数の減少
防 災 ・ 災 害 対 策	地域防災力の向上

(13) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を援助、育成強化するため補助金を交付する。

(14) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

○防犯灯設置費補助金（明るい照明補助加算額を含む。）

小柱式 27,000円 小柱のみの取替 14,000円

共架式 13,000円

○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100%補助

(15) 特設防犯灯の設置

町内会等のはざまの必要な箇所に特設防犯灯を市で設置し、夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図る。

(16) 街頭防犯カメラ設置費の補助

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を補助する。

（交付対象経費の2分の1に相当する額（限度額：1台につき20万円まで））

(17) 地区別防犯連絡会の開催

防犯活動を行う団体等の相互連携の強化や地域における自主的な防犯活動を促進するため、地域ごとに防犯連絡会を開催する。

(18) 防犯パトロール隊への支援

地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進及び活動支援を図り、市民の方々が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、パトロール活動に必要な用品を支給する。

（1団体当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(19) 青色回転灯装備パトロール車導入の支援

青色回転灯を装備した車両（青パト）の導入促進及び活動支援を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

（1台当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

(20) 青パト活動費の補助

青パトによる防犯活動の積極的な展開と青パト隊の結成促進を図るため、青パト隊に対し燃料費などの活動費補助を行う。

（青パト1台当たり年額20,400円）

(21) 犯罪被害者支援センターの活動支援

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るために、「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を支出する。

(22) 地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業

小学校区ごとに、防犯パトロール隊、スクールガードなどの相互連携や情報の共有化を図る「地域安心安全ネットワーク会議」の設立・運営を支援するため、会議を実施する団体等に補助を行う。(3年を限度に年額50,000円以内、その後は3年を限度に年額30,000円以内)また、セーフコミュニティの評価指標に応じた取組や夜間における暗がりのチェック、交通危険箇所等の環境診断などを行う当該団体に年額20,000円以内を補助する。

(23) 交通安全対策会議

- 根 拠 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、昭和45年12月24日鹿児島市交通安全対策会議条例により設置している。
- 目 的 市交通安全計画の作成及び実施の推進、その他市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画を審議し、その実施を推進する。

(24) 交通安全市民運動推進協議会

- 目 的 交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。
- 主な事業
 - ・春と秋の全国交通安全運動及び夏、年末年始の交通事故防止運動
 - ・スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動
 - ・交通遺児等への見舞品贈呈
 - ・自転車安全運転・盗難防止キャンペーン

(25) 児童通学保護員

- 目 的 通学児童及び通園園児の登校・登園時における道路交通の安全確保を図る。
- 身 分 小学校長、幼稚園長及びP T A会長が推せんする者の中から市長が委嘱する非常勤嘱託である。
- 人 員 213人（令和元年度予算人員）
- そ の 他 保護員の職務従事中の災害については、公務災害補償条例により補償する。

(26) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため、広報・啓発活動を行い、駐車マナーの向上を図り、違法駐車を防止する。

(27) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し、チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

2 防災・危機管理

(1) 防災会議

- 根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、設置している。
- 目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進や、市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

- 設 置 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は災害対策本部を設置する。現地にて、特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置する。
本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。
- 配 備 災害の規模等に応じて、次の配備（職員の招集）を行う。
 - 第1配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。
 - 第2配備 大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）
 - 第3配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

(3) 国民保護法制関連事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき作成した「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練など平素からの備えや予防に努めるなど、国民保護措置を総合的に推進する。

(4) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定及び市地域防災計画に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防御及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(5) 防災条例

市と市民とが一体となって総合的な防災対策を進め、災害に強い安全なまちづくりをめざして防災条例を制定

- 名 称 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
- 施行年月日 昭和52年4月1日
- 概 要 この条例は第1章～第6章で構成され、市の責務、市民の責務、開発行為・建築等における防災、避難及び通報等を盛り込んである。

(6) 防災行政無線

災害時における迅速・確実な情報伝達体制の確立のため、同報系防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機で住民等に情報伝達する無線設備）を平成24年度から26年度にかけて、全市一体的に整備し、27年度から全面運用を行っている。

設備の概要

親 局 本庁 1

中 繙 局 吉野中継局、吉田中継局、喜入中継局、松元中継局、郡山中継局

遠隔制御装置 吉田支所 1、桜島支所（桜島地区）1、桜島支所（東桜島地区）1、

喜入支所 1、松元支所 1、郡山支所 1、消防局 1

屋外拡声子局 市内252局（うち、2局は再送信局のみ）

中央地域30局、谷山地域44局、伊敷地域24局、吉野地域18局、

吉田地域29局、桜島地域35局、喜入地域31局、松元地域22局、

郡山地域19局

(7) 国土強靭化地域計画（平成31年3月策定）

国土強靭化基本法に基づき、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、鹿児島市国土強靭化地域計画を策定した。

(8) 自主防災組織育成促進事業

自主防災組織の結成に伴い、必要な資機材を整備する組織について、1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

上記の資機材整備補助を受けてから、5年以上経過した組織について、1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また、防災意識の高揚を図るため、以下の防災訓練等を実施した組織に対し、1組織当たり、年2回限り、それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 組織が単独で実施する訓練
- ② 複数の組織又は小中学校などと連携して実施する訓練
- ③ 地域の防災マップの作成
- ④ 避難行動要支援者への支援活動
- ⑤ 地域の危険箇所の防災点検
- ⑥ その他市長が認めるもの

※注) 2回目の助成は、1回目の活動と異なる場合に限る

(9) 避難行動要支援者避難支援等事業

災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者など（避難行動要支援者）が、地域の中で避難の支援が受けられるようにするため、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成、避難支援者の確保等を行う。

(10) 原子力災害対策事業

市地域防災計画（原子力災害対策編）や市原子力災害対策避難計画に基づき、防災訓練や市民への広報等を行う。

(11) 防災資機材等備蓄事業

大規模災害の発生に備え、発災直後の避難生活に必要な資機材等を、小学校を中心とした防災拠点となる78カ所の避難所等や本庁・各支所に分散して、平成26年度から29年度までの4年間で計画的な備蓄を行い、防災対策の強化を図っている。

(12) 避難行動理解促進事業

災害リスクや市民のとるべき避難行動の理解促進等を図るため、指定緊急避難場所などを周知する防災リーフレットや液状化マップを令和元年度に作成する。

3 桜島火山対策

(1) 火山防災トップシティ構想（平成31年3月策定）

桜島は、60年以上の長きにわたって火山活動を続けており、桜島及び周辺地域の住民生活をはじめ、農作物等各方面にわたって大きな影響を与えている。

この活火山桜島を有し、麓や対岸に合わせて約60万人の市民が生活している本市では、これまでハード・ソフトの両面から火山防災対策に取り組み、さまざまな試行錯誤を経ながらその充実に努めてきた。

こうした本市の火山防災に係る取組は、長年の経験や実績に裏打ちされた実効性のある対策となっていることを踏まえ、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって、桜島に対する総合的な防災力の底上げを図るとともに、最先端の火山防災に取り組む「鹿児島市」を、火山の魅力も交えながら世界に発信することにより、交流人口に加え、関係人口の拡大を図るため、鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定した。

【期間】

令和元（2019）年度から令和5（2023）年度まで

【目指す姿】

桜島と共生していくための取組を、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって向上させながら、火山防災のモデル都市として、国内外の火山地域の被害軽減のために世界貢献を行う火山防災トップシティ

【取組の柱】

- ・ 大規模噴火でも「犠牲者ゼロ」を目指す防災対策

これまでの火山防災対策にさらに磨きをかけ、大規模噴火時においても、犠牲者が出ない体制の構築に取り組む。

- ・ 次世代に「つなぐ」火山防災教育

市民の誰もが桜島のなりたちや火山の恵み、文化を学び、桜島への関心と愛着

を育むとともに、火山災害時における対応を理解し、身につける火山防災教育の取組を推進する。

- ・ 「鹿児島モデル」による世界貢献

これまで培ってきた桜島の火山防災対策を、「鹿児島モデル」として、あらゆる機会を活用して発信することで、世界への貢献を目指す。

（2）桜島火山爆発対策

桜島火山の大規模噴火又はそのおそれがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。

火山爆発災害の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮するとともに、平成27年8月の噴火警戒レベル4への引上げ対応を踏まえ、平成28年度に、市地域防災計画に「火山災害対策編」を新設したほか、「桜島火山災害対策避難計画」を策定した。さらに平成29年度には、市街地側の大量軽石火山灰対策を盛り込むとともに、「桜島火山災害対策長期避難計画」を策定し、平成30年度は「桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画」を策定の上、火山防災意識啓発映像を作成した。

令和元年度は、大量軽石火山灰対策の更なる充実を図るとともに、映像を用いて市民の火山防災意識の啓発を図るほか、桜島島内の各地域に応じたよりよい避難体制構築に向けた新たな島外避難計画を検討するなど、火山災害対策を強化する。

（3）桜島火山対策の経緯

昭和38年度	市地域防災計画において、桜島爆発対策計画を策定
昭和46年度～	桜島火山爆発総合防災訓練を実施（以降毎年1月12日を目安に実施）
昭和47年度～	桜島降灰検診事業の実施（～平成20年度）
昭和48年度～	「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」制定 避難施設緊急整備地域の指定（桜島島内（鹿児島市及び桜島町）） 避難施設緊急整備事業、防災営農対策事業の実施 国による治山事業の実施
昭和50年度～	防災林業対策事業の実施
昭和51年度～	国による砂防事業の実施
昭和52年度～	鹿児島市降灰対策委員会設置、桜島火山活動対策協議会設置
昭和53年度～	「活動火山対策特別措置法」の制定、降灰防除地域の指定 降灰除去事業、降灰防除事業の実施
昭和59年度～	海面環境保全事業の実施
昭和60～63年度	桜島有村地区の集団移転事業の実施
昭和63年度	「鹿児島国際火山会議」開催
平成6年度	桜島火山防災マップ及びポケットブック作成・配布
平成10年度	「アジア活火山サミット」開催
平成22年度	桜島火山ハザードマップ作成・配布

平成24～25年度	桜島大正噴火100周年事業の実施
平成25年度	「国際火山学地球内部化学協会（IAVCEI）2013年学術総会」開催
平成27年度	噴火警戒レベル4への引上げ対応（島内避難）
平成28年度	地域防災計画「火山災害対策編」を新設（風水害・火山災害対策編から分離） 桜島火山災害対策避難計画を策定
平成29年度	地域防災計画「火山災害対策編」に大量軽石火山灰対策を追加 桜島火山災害対策長期避難計画を策定 インドネシア共和国ジョグジャカルタ特別州スレマン県と火山防災等の交流促進に関する覚書締結
平成30年度	大量軽石火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験を実施 第10回火山都市国際会議（イタリア・ナポリ）への市長参加 2018火山砂防フォーラムの開催 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画（暫定版）を策定 桜島火山防災意識啓発映像の作成 鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定

(4) 活動火山対策特別措置法の趣旨（平成27年度改正）

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

(5) 桜島火山災害対策委員会

桜島の火山災害対策についての府内における総合施策を効果的に推進する。

(6) 桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議、関係法令の整備充実、国・県への意見の反映を図るため要望活動を行うなど、その総合的施策を推進する。（昭和52年10月8日に設置）

組織

鹿児島市、垂水市、霧島市及び鹿屋市で組織し、関係市の長、議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

(7) 避難施設の整備

桜島島内の避難体制を強化するため、島内における現在地や島外までの距離等の案内板を設置するほか、退避舎や退避壕等の避難施設への誘導看板をモデル的に設置する。
このほか、退避舎、退避壕の機能保持を図るため、必要な補修を行う。

(8) 令和元年度桜島火山対策事業費 (単位:千円)

事業費	平成30年度 当初予算額(A)	令和元年度 当初予算額(B)	増減 (B)-(A)	令和元年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
1. 降灰除去事業	1,200,693	1,214,851	14,158	620,599	5,600	588,652	
(1)道路降灰除去事業	771,814	765,076	▲ 6,738	417,648		347,428	路面清掃車のリース費用含む
(2)公共下水道降灰除去事業	3,413	3,476	63			3,476	
(3)歩道緑地帯降灰除去事業	12,584	12,584	0	8,064		4,520	歩道の緑地帯内
(4)宅地降灰除去事業	286,179	291,733	5,554	141,908		149,825	
(5)公園降灰除去事業	20,016	20,016	0	9,120		10,896	公園内の駐車場や園路
(6)電車軌道敷降灰除去事業	80	80	0			80	
(7)学校校庭等降灰除去事業	66,000	65,121	▲ 879	32,500		32,621	学校校庭 65,000 幼稚園 121
(8)桜島スポーツ施設等降灰除去事業	0	1,000	1,000			1,000	
(9)本庁舎等降灰除去事業	25,011	26,734	1,723	11,359	5,600	9,775	本庁舎 172 青果市場 495 魚類市場 197 社会福祉施設等 7,298 観光施設 969 桜島支所 105 東桜島合同庁舎(退避室) 24 市立病院 100 船舶局 415
(10)降灰除去機購入補助事業	150	250	100			250	町内会 150 商店街 100
(11)克灰袋配布事業	11,440	24,672	13,232			24,672	一般家庭 24,500 学校 172
(12)アーケード降灰除去補助事業	990	890	▲ 100			890	補助率2分の1・限度額20万円/回
(13)桜島降灰量観測委託事業	3,016	3,219	203			3,219	市内22地点観測
2. 降灰防除事業	525,326	675,763	150,437	216,423		459,340	
(1)児童福祉施設電気料補助事業	352	286	▲ 66			286	私立保育所(認可) 0 認可外保育施設 286
(2)学校施設降灰防除施設整備事業	524,974	675,477	150,503	216,423		459,054	学校クーラーの特別教室等の機器更新等
3. 避難施設整備事業	209,808	87,155	▲ 122,653	11,000	0	76,155	
(1)避難施設補修事業	2,363	3,125	762			3,125	桜島支所 169 東桜島支所 0 危機管理課 2,956
(2)避難施設保守管理事業	184,798	62,785	▲ 122,013	11,000		51,785	避難港の施設維持費
(3)避難港泊地浚渫事業	18,800	17,701	▲ 1,099			17,701	〃
(4)防災無線保守管理事業	3,847	3,544	▲ 303			3,544	
4. 融資制度	3,133	2,594	▲ 539	0	0	2,594	
(1)中小企業資金融資事業	3,133	2,594	▲ 539			2,594	災害対策資金等保証料補助、災害対策資金利子補給金

事業費	平成30年度 当初予算額（A）	令和元年度 当初予算額（B）	増減 (B)-(A)	令和元年度財源内訳			事業内容
				国	県	市費等	
5. 農林水産業対策事業	61,801	153,978	92,177	0	105,458	48,520	
(1) 降灰地域土壤等矯正事業	433	806	373		605	201	土壤矯正資材購入費補助
(2) 降灰地域茶安定対策事業	7,452	0	▲ 7,452				降灰用機械導入補助
(3) 降灰地域果樹安定対策事業	0	0	0				被覆施設整備補助
(4) 降灰地域野菜安定対策事業	0	110,638	110,638		92,199	18,439	被覆施設整備補助
(5) びわ病害虫防除対策事業	649	476	▲ 173			476	葉剤購入費補助
(6) 耐灰性作目等導入促進事業	672	496	▲ 176			496	耐灰性作目導入補助
(7) びわ果実降灰被害防止対策事業	828	846	18			846	被覆資材購入費補助
(8) 特産かんきつ生産安定対策事業	395	395	0			395	資材購入費補助
(9) 降灰地域施設整備事業	16,322	11,035	▲ 5,287			11,035	被覆施設整備費補助、資材購入費補助
(10) 降灰地域被覆施設整備更新事業	0	1,410	1,410		1,058	352	被覆資材更新経費補助
(11) 飼料作物調整施設設置事業	5,304	7,421	2,117			7,421	飼料作物調製機械等の導入助成
(12) 降灰地域畜産施設整備事業	11,001	0	▲ 11,001				桜島地域での畜産施設の整備経費助成
(13) 降灰地域飼料作物確保対策事業	7,470	9,180	1,710		7,459	1,721	飼料作物調整施設、収穫機調整用機械等の整備助成
(14) 農業用施設等災害復旧事業	11,000	11,000	0		4,000	7,000	桜島降灰除去及び農地、農業用施設等災害復旧
(15) 海面環境保全事業	275	275	0		137	138	海面環境保全委託
6. 火山活動対策費	31,728	32,260	532	0	0	32,260	
(1) 桜島火山活動対策協議会負担金	716	716	0			716	
(2) 桜島火山活動対策事業費	30,162	30,671	509			30,671	桜島火山爆発総合防災訓練等
(3) 桜島砂防センター運営管理委託費	850	873	23			873	
合計	2,032,489	2,166,601	134,112	848,022	111,058	1,207,521	

(9) 火山防災トップシティ推進事業

火山防災アドバイザリー委員の設置や火山防災トップシティ支援員を配置するとともに、桜島火山防災対策の積極的な情報発信や推進体制の調査・検討に取り組む。

(10) 火山防災教育推進事業

火山防災教材の作成・配布をはじめ、市街地側の小学生による桜島訪問体験や専門家派遣による授業などに取り組む。

(11) 火山防災国際貢献推進事業

火山防災等の交流促進に関する覚書を締結したインドネシア・スレマン県を訪問し、同県への火山防災のノウハウ供与に向けた事前協議を行う。

(12) 火山都市国際会議誘致推進事業

2022年第12回火山都市国際会議の鹿児島開催に向け、日本火山学会等の関係機関と協議するとともに、次回会議における誘致活動の準備を行う。